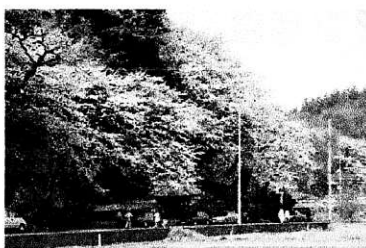


中里北部地区社会福祉協議会

第36回総会資料



桜(寺家ふるさと村)

2022年4月30日(土)

第36回 総 会（書面議決）次 第

1. 議案

議案1 2021年度事業報告-----P-1

会計決算報告-----P-2

災害基金残高報告書-----P-3

会計監査報告-----P-4

議案2 2022年度事業計画(案)-----P-5

会計予算(案)-----P-6

議案3 2022年度役員・承認の件(案)-----P-7

2. その他 -----P-8

以上

2021年度 中里北部地区社協・事業報告

(2021年4月1日～2022年3月31日)

NO	事業内容・内容の詳細	実施年月日
1	事務局 ※総会の開催。----- 書面にて決議 ※各事業部への協力。 ※市・区・区社協への協力。 ※役員・部長等の研修会の実施。調理・運営ボランティア反省会。 ※研修会、講習会、講演会への参加および実施。地区社協研修会2月。	(総会) 2021年5月8日(土) 諸会議年5～6回実施 6. 10. 2. 4月 研修会等、随時
2	渉外部 ○地域福祉保健計画「青葉かがやく生き生きプランの推進」 ○鶴見川岸清掃(中里北部連合町内会と合同) ※ボランティアの育成およびボランティアグループの連絡調整。 ○「ちょこボラ」を実施。	予定 6月26日10時30分～ 10月24日(日)9時～
3	見守り部 ※ふれあい見守り事業…定期家庭訪問。 ※ふれあい見守り事業地区連絡会開催…三者懇談会実施。	毎月実施 中止
4	青少年部 ※中里北部連合運動会開催…連合町内会と合同開催。鴨志田緑小学校にて ※中里北部連合町内会「ふるさとマラソン」協力 ※青少年健全育成対策および三世代ふれあい交流事業実施。 ①さわやかスポーツ体験……ボッチャ・モルク (鴨志田第一小学校) ②夏季ドッチボール大会(ス推進・青指) (鴨志田第一小学校) ③秋季ドッチボール大会(ス推進・青指) (鴨志田緑小学校) ④紙飛行機大会(ス推進・青指)……同 (鴨志田緑小学校) ※「社会福祉協議会協力講座・子ども科学教室」を鴨志田コミュニティハウスと 共同開催。 (鴨志田第一小学校)	予定 2021年 中止 " 中止 " 6月 5日(土) " 7月 4日(日) " 中止 2022年 1月23日(日) " 3月19日(土)
5	すこやか食事部 ○「お食事会」開催。鴨志田地域ケアプラザ2階多目的ホールにて。 但し、昨年度から未だコロナウイルス感染症が終息していません。 環境が整い次第下記順番にて開催いたします。 ① 70歳以上で一人暮らしの方と77歳以上で、鴨志田北地区にお住まいの方。 ② 70歳以上で一人暮らしの方と77歳以上で、たちばな台地区にお住まいの方。 ③ 70歳以上で一人暮らしの方と77歳以上で、寺家・成合・鴨志田南地区にお住まいの方。	すべて中止
6	ふれあい部 ○「ふれあい中里北部」…子育て支援「子育てふれあい広場」毎月第四水曜日、 鴨志田コミュニティハウス研修室で実施。 ○「ふれあい中里北部」…「お花見」実施。 中 止(コロナウイルスの影響のため) ○「ふれあい中里北部」…春と秋の日帰りバス旅行実施。	(子育てふれあい広場) 4/28、5/26、6/23、7/28、 10/27、11/24、12/22、 1/26、2/16、3/23 中止
7	広報部 ※「地区社協だより」の発行。全世帯(4,200)に配布する。年2回発行予定。 ※社協事業についての広報活動。	7月、2月発行

2021年度中里北部地区社会福祉協議会決算書

(2021年4月1日～2022年3月31日)

(単位:円)

	科 目	予 算 額	決 算 額	差引増減※	説 明
収 入	市 社 協 補 助 金	50,000	50,000	0	
	区 社 協 補 助 金	658,000	658,000	0	区社協からトゥギャザーへの補助金分を含む
	中里北部連合町内会助成金	160,000	160,000	0	
	その他の補助金・助成金	30,000	30,000	0	地区別計画推進会議より
	地 区 社 協 独 自 会 費	0	0	0	
	区社協会費還元金	0	0	0	
	収 益 金(参加会費)	460,000	0	▲ 460,000	
	お 花 見	0	0	0	
	バス旅行	460,000	0	▲ 460,000	
	寄 付 金	10,000	0	▲ 10,000	
	預 金 利 息	50	12	▲ 38	
	雑 収 入	0	0	0	
	負 担 金 収 入	94,500	3,000	▲ 91,500	
	すこやかお食事会	84,000	0	▲ 84,000	
	子育てふれあい広場	10,500	3,000	▲ 7,500	
支 出	小 計	1,462,550	901,012	▲ 561,538	
	前年度繰越金	1,205,580	1,205,580	0	
	合 計 額	2,668,130	2,106,592	▲ 561,538	
	事 業 費	777,000	103,947	673,053	
	高齢者事業費	330,000	74,933	255,067	消毒用品・手袋・マスク「春がきた」お菓子配付
	障害者事業費				
	児童事業費	42,000	29,014	12,986	消毒用品・お茶・お菓子・他
	ボランティア活動費	25,000	0	25,000	ボランティア保険料
	地域交流事業費	380,000	0	380,000	
	お 花 見	0	0	0	
	バス旅行	350,000	0	350,000	
	三世代ふれあい	30,000	0	30,000	
	調査・広報・研修費	65,000	51,380	13,620	
	調 査 費	0	0	0	
	広 報 費	65,000	51,380	13,620	63・64号
	研 修 費	0	0	0	
	事 務 費	115,000	36,486	78,514	
	通 信 費	30,000	16,842	13,158	ハガキ、切手代等
	消耗備品費	70,000	12,624	57,376	事務用品、印刷用紙代、インク代等
	事務所経費	0	0	0	
	そ の 他	15,000	7,020	7,980	送金手数料
	会 議 費	240,000	66,215	173,785	総会、役員会、会計監査、事務局関連経費等
	渉 外 費	80,000	0	80,000	
	慶 弔 費	60,000	0	60,000	
	渉 外 費	20,000	0	20,000	
	備 品 費	0	0	0	
	助 成 金	516,000	516,000	0	
	民生児童委員協議会	120,000	120,000	0	
	スポーツ推進委員協議会	30,000	30,000	0	
	青少年指導員協議会	30,000	30,000	0	
	子供会(6団体)	36,000	36,000	0	
	友愛活動推進委員会	20,000	20,000	0	
	トゥギャザー	150,000	150,000	0	区社協補助金分を含む
	ちよこボラ	30,000	30,000	0	
	気づきの和	100,000	100,000	0	
	会 費	5,000	5,000	0	区社協会費
	積 立 金	0	0	0	
	雑 費	10,000	0	10,000	
	予 備 費	860,130	0	860,130	
	次年度繰越金	0	1,327,564		
	合 計 額	2,668,130	2,106,592	561,538	

※差引増減額は、収 入＝決算額－予算額、支 出＝予算額－決算額

災害基金残高報告書

令和4年3月31日

(単位:円)

前年度繰越金	2,000,067
本年4月31日現在残高(次年度への繰り越し)	2,000,084

この基金は、大災害が発生し地域防災拠点(鴨志田緑小学校・鴨志田第一小学校・みたけ台小学校)が開設された時、その運営費用の一部として配分します。

配分金額は、地域防災拠点ごとの中里北部地区世帯数及び避難者数等を勘案して役員会にて決定します。

会 計 監 査 報 告 書

2021年度の中里北部地区社会福祉協議会の決算を、
「鴨志田コミュニティーハウス」で、下記書類等に基づいて
監査致しました。

収支共に正確かつ適正に処理されており、相違ないことを
確認いたしましたのでご報告いたします。

記

1. 当期決算報告書

2. 会計帳簿及び領収書等

3. 預金通帳

以上

2022年4月6日

監事 久保木俊男 

監事 大曾根孝一 

2022年度 中里北部地区社協・事業計画（案）

（2022年4月1日～2023年3月31日）

NO	事業内容・内容の詳細	実施年月日
1	事務局 ※総会の開催。----- 書面にて決議 ※各事業部への協力。 ※市・区・区社協への協力。 ※役員・部長等の研修会の実施。調理・運営ボランティア反省会。 ※研修会、講習会、講演会への参加および実施。地区社協研修会2月。	（総会） 2022年 4月30日（土） 諸会議年5～6回実施予定 7. 10. 12. 2. 4月 研修会等、随時
2	渉外部 ○地域福祉保健計画「青葉かがやく生き生きプラン」の推進 ○鶴見川岸清掃（中里北部連合町内会と合同） ※ボランティアの育成およびボランティアグループの連絡調整。 ○「ちょこボラ」を実施。	予定 6月25日10時30分～ 10月23日（日）9時～
3	見守り部 ※ふれあい見守り事業…定期家庭訪問。 ※ふれあい見守り事業地区連絡会開催…三者懇談会実施。	毎月実施予定 9月実施予定
4	青少年部 ※中里北部連合運動会開催…連合町内会と合同開催。鴨志田緑小学校にて ※中里北部連合町内会「ふるさとマラソン」協力 ※青少年健全育成対策および三世代ふれあい交流事業実施。 ①さわやかスポーツ体験……ボッチャ・モルク（鴨志田第一小学校） ②夏季ドッチボール大会（ス推進・青指）（鴨志田第一小学校） ③秋季ドッチボール大会（ス推進・青指）（鴨志田緑小学校） ④ウオークラリー大会寺家ふるさと村（ス推進・青指）（鴨志田緑小学校） ⑤紙飛行機大会（ス推進・青指）（鴨志田緑小学校） ※「社会福祉協議会協力講座・子ども科学教室」を鴨志田コミュニティハウスと 共同開催。（鴨志田第一小学校）	予定 2022年 10月10日（月） " 12月 4日（日） " 6月 4日（土） " 7月 3日（日） " 9月 4日（日） " 11月 6日（日） 2023年 1月22日（日） " 3月18日（日）
5	すこやか食事部 ○「お食事会」開催。鴨志田地域ケアプラザ2階多目的ホールにて。 但し、昨年度から未だコロナウイルス感染症が終息していません。 環境が整い次第下記順番にて開催いたします。 ① 70歳以上で一人暮らしの方と77歳以上で、鴨志田北地区にお住まいの方。 ② 70歳以上で一人暮らしの方と77歳以上で、たちばな台地区にお住まいの方。 ③ 70歳以上で一人暮らしの方と77歳以上で、寺家・成合・鴨志田南地区にお住まいの方。	予定 （隔月）奇数月、第四（五）金曜 2022年 7月22日（金） " 9月30日（金） " 11月25日（金） 2023年 1月27日（金） " 3月24日（金）
6	ふれあい部 ○「ふれあい中里北部」…子育て支援「子育てふれあい広場」毎月第四水曜日、 鴨志田コミュニティハウス研修室で実施。 ○「ふれあい中里北部」…「お花見」実施。 中 止（コロナウイルスの影響のため） ○「ふれあい中里北部」…春と秋の日帰りバス旅行実施。	（子育てふれあい広場）予定 4/27、5/25、6/22、7/27、 9/28、10/26、11/30、 12/21、1/25、2/22、3/22 11月実施予定
7	広報部 ※「地区社協だより」の発行。全世帯（4,200）に配布する。年2回発行予定。 ※社協事業についての広報活動。	7月、2月発行予定

2022年度中里北部地区社会福祉協議会予算書(案)

(2022年4月1日～2023年3月31日)

(単位:円)

	科 目	前年度予算額(A)	今年度予算額(B)	差引増減(B-A)	説 明
収 入	市 社 協 補 助 金	50,000	50,000	0	
	区 社 協 補 助 金	658,000	883,000	225,000	区社協からトゥギャザーへの補助金を含む
	中里北部連合町内会助成金	160,000	160,000	0	
	その他の補助金・助成金	30,000	30,000	0	地区別計画推進会議より
	地 区 社 協 独 自 会 費	0	0	0	
	区社協会費還元金	0	0	0	
	収 益 金(参加会費)	460,000	460,000	0	
	お 花 見	0	0	0	新型コロナウイルス影響にて中止
	バス旅行	460,000	460,000	0	春は中止
	寄 付 金	10,000	10,000	0	
	預 金 利 息	50	50	0	
	雑 収 入	0	0	0	お花見お祝い金他
	負 担 金 収 入	94,500	94,500	0	
	すこやかお食事会	84,000	84,000	0	
	子育てふれあい広場	10,500	10,500	0	
	小 計	1,462,550	1,687,550	225,000	
	前 年 度 繰 越 金	1,205,580	1,327,564	121,984	
	合 計 額	2,668,130	3,015,114	346,984	
支 出	事 業 費	777,000	627,000	▲ 150,000	
	高 齢 者 事 業 費	330,000	330,000	0	お食事会食材費・送迎タクシー代等
	障 害 者 事 業 費				
	児 童 事 業 費	42,000	42,000	0	
	ボランティア活動費	25,000	25,000	0	ボランティア保険料
	地域交流事業費	380,000	230,000	▲ 150,000	
	お 花 見	0	0	0	新型コロナウイルス影響にて中止
	バス旅行	350,000	200,000	▲ 150,000	春は中止
	三世代ふれあい	30,000	30,000	0	連合町内会運動会、マラソン大会協賛金
	調査・広報・研修費	65,000	65,000	0	
	調 査 費	0	0	0	
	広 報 費	65,000	65,000	0	社協だより
	研 修 費	0	0	0	
	事 務 費	115,000	115,000	0	
	通 信 費	30,000	30,000	0	ハガキ、切手代等
	消耗備品費	70,000	70,000	0	事務用品、印刷用紙代、インク代等
	事務所経費	0	0	0	
	そ の 他	15,000	15,000	0	研修会、会議等出張交通費
	会 議 費	240,000	240,000	0	総会、役員会、会計監査、事務局関連経費等
	渉 外 費	80,000	80,000	0	
	慶 弔 費	60,000	60,000	0	お祝い金、香典等
	渉 外 費	20,000	20,000	0	区賀詞交歓会、区社協懇親会等
	備 品 費	0	0	0	
	助 成 金	516,000	516,000	0	
	民生児童委員協議会	120,000	120,000	0	
	スポーツ推進委員協議会	30,000	30,000	0	
	青少年指導員協議会	30,000	30,000	0	
	子供会(6団体)	36,000	36,000	0	グリーンヒル鴨志田東子ども会他
	友愛活動推進員会	20,000	20,000	0	
	トゥギャザー	150,000	150,000	0	区社協補助金分を含む
	ちょこボラ	30,000	30,000	0	
	気づきの和	100,000	100,000	0	
	会 費	5,000	5,000	0	区社協会費
	積 立 金	0	0	0	
	雑 費	10,000	10,000	0	
	予 備 費	860,130	1,357,114	496,984	
	合 計 額	2,668,130	3,015,114	346,984	

2022年度 中里北部地区社会福祉協議会・役員・理事「案」

役	職	氏 名
会	長	飯島 文夫
副	会 長	奥田 妙子
副	会 長	岡田 みどり
会	計	福西 貴子
会	計	福井 カツ子
監	事	大曾根 孝一
監	事	久保木 俊男
願	問	竹内 英臣
相	談 役	井戸川 妙

理事兼 渉外部 部長	森 昌雄
理事兼見守り部部長	藤本 恵子
理事兼青少年部部長	川上 浩一
理事兼すこやか食事部部長	田村 明美
理事兼ふれあい部部長	藤平 洋子
理事兼 広報部 部長	高山 好主
理 事	櫟 純一郎
理 事	吉安 俊介
理 事	木村 亮
理 事	大館 民子
理 事	平野 力
理 事	戸塚 昌行
理 事	佐藤 千栄子
理 事	金子 輝久

理事 兼 事務局長	高松 正
事 務 局	坂上 正一
事 務 局	佐野 春美
事 務 局	福島 由香子
事 務 局	榎本 隆子
事 務 局	篠原 秀子

(取り扱い注意)

中里北部地区社会福祉協議会会則

(名 称)

第 1 条 本会は、中里北部地区社会福祉協議会(以下、「本会」という)といい、事務所を本会の会長宅に置く。

(目 的)

第 2 条 本会は、中里北部地区(以下、「地区」という)内の各団体及び個人が協力し、地区住民の福祉を増進させることを目的とする。

(事 業)

第 3 条 本会は、前条の目的を達成するため、つぎの事業を行う。

- ① 地区住民の福祉を向上させるために調査、研究を行い、対策をたてる。
- ② 前項の対策を関係団体及び会員に伝えてこの会で活動する。
- ③ 福祉事業に対する理解と関心を高めるための諸活動をする。

(会 員)

第 4 条 本会は、地区内の町内会、自治会の会員及び地区に関係する諸団体の会員又は代表者を以て会員とする。

(役 員)

第 5 条 本会に、次の役員を置く。

- ① 会 長…… 1名
- ② 副会長…… 3名以内
- ③ 理 事…… 若干名
- ④ 会 計…… 2名
- ⑤ 監 事…… 2名
- ⑥ 顧問・相談役…… 必要に応じて置く。

(役員の任務)

第 6 条

- ① 会長は、本会を代表し、会務を総理する。
- ② 副会長は、会長を補佐し会長に事故があるときは、その職務を代理する。
- ③ 理事は、理事会を設け、本会の運営につき審議する。
- ④ 会計は、本会の経理を司る。
- ⑤ 監事は、本会の経理を監査する。
- ⑥ 顧問・相談役は、細則により定める。

(役員の任期)

第 7 条

- ① 第5条の①②④⑤の任期は、2年とする。但し再任を妨げない。
- ② 第5条の③⑥の任期は1年とする。但し、再任を妨げない。
- ③ 役員に欠員が生じた場合、補欠により就任した役員の任期は前任者の残任期間とする。

(組 織)

第 8 条 本会は、第3条の事業を遂行するために次の部を置く。

- | | |
|--------|-----------|
| ① 渉外部 | ④ すこやか食事部 |
| ② 見守り部 | ⑤ ふれあい部 |
| ③ 青少年部 | ⑥ 広報部 |

2. 部は、会長より委嘱された部員若干名をもって構成し、運営に当たる。

3. 部の活動内容は、細則により定める。

(会 議)

第 9 条 本会の会議は、総会、理事会、役員会とし、会長が招集する。

2. 総会は、評議員で構成し、毎年1回定例会を開く。但し、次の場合は、臨時総会を

開かなくてはならない。議長は評議員の互選により選ぶ。

- ①理事会が必要と認めたとき、
- ②監事が必要と認めたとき、
- ③3分の1以上の評議員の要求があったとき、

3. 総会は、次の事項を審議する。

- ①規約の改廃。
- ②事業計画並びに予算の決定。
- ③事業報告並びに決算の承認。
- ④その他、前各号に準ずる重要事項。

4. 理事会は、必要に応じて開き会長が議長となり重要事項を審議する。

5. 役員会は、必要に応じて開き会長が議長となり重要事項を審議する。

(議案の議決)

第 10 条 会議は全て構成人員の過半数の出席により成立し、議事は出席人員の過半数の賛成により決定する。可否同数のときは、議長の決するところによる。

(役員の選出)

第 11 条 役員等の選出は、次の通りとする。

- ①役員は、理事会にて候補者を選出し、総会の承認を受ける。
- ②評議員は、細則により定める。
- ③理事は、細則により定める。
- ④部の部員は、互選により部長を選出する。選出された部長は、理事を兼務する。

(事務局)

第 12 条 本会に事務局を置く。人員は若干名とする。

2. 事務局員は、会長が指名し、理事会の承認を受ける。

3. 事務局長は、会長の指示により本会の庶務を務め、本会に出席しなくてはならない。

(経 費)

第 13 条 本会の経費は、交付金、補助金、助成金、寄付金及び事業収入等を以てこれにあてる。

(会計年度)

第 14 条 本会の会計年度は、毎年4月1日より翌年3月31日迄とする。

(細 則)

第 15 条 本会則を施行するための必要な細則は、理事会で決定する。但し、評議員10名以上よりの改廃意見には、従うこと。

(会則の改廃)

第 16 条 本会則を改正するときは、第10条の規定にかかわらず、総会で出席した評議員の3分の2以上の賛成を必要とする。

(付 則)

第 17 条 この会則は、昭和62年 3月24日より施行する。

- (ア) 平成元年8月5日一部改正。
- (イ) 平成4年6月13日一部改正。
- (ウ) 平成7年5月20日一部改正。
- (エ) 平成8年6月15日一部改正。
- (オ) 平成21年5月16日一部改正。
- (カ) 平成22年5月15日一部改正。
- (キ) 令和2年5月9日一部改正。

細 則

昭和62年3月24日施 行
平成7年5月20日一部改正
平成8年6月15日一部改正
平成21年5月16日一部改正
平成24年5月12日一部改正
令和2年5月9日一部改正

(評 議 員)

第 1 条 会則第11条第2号に基づく評議員は、下記の方達とする。

各町内会・自治会会長、民生委員、保護司、老人クラブ会長、子供会会長、
青少年・体育・保健指導委員代表、商店会会長、小・中学校校長、小・中学校PTA会長、
その他本会の事業に賛同する個人並びに団体の代表。

(理 事)

第 2 条 会則第11条第3号に基づく理事は、評議員の方達から会長が委嘱し、総会で承認を受ける。

(顧 問)

第 3 条 会則第6条第6項に基づく顧問・相談役は、評議員の方達から会長が委嘱し、総会で承認を受ける。

2. 顧問・相談役は、役員等に対して、本会の運営等について助言を行う。

(部)

第 4 条 会則第8条第3項に基づく部の活動方針等は、次の通りとする。

①渉外部

ア、地区の福祉に関する基礎調査及び研究。
イ、小地域福祉グループの育成。
ウ、ボランティアグループの連絡・調整。
エ、その他、他の部に属さない事項。

②見守り部

ア、地区に居住する高齢者の実態調査・把握。
イ、高齢者に対する福祉活動。

③青少年部

ア、青少年の健全育成に関する基礎調査及び研究。
イ、子供会等の育成・連絡・助成等。
ウ、青少年に対する福祉活動。

④すこやか食事部

ア、すこやかお食事会の運営。
イ、配食活動の運営。

⑤ふれあい部

ア、ふれあい中里北部の運営。
イ、福祉講座等の開催。

⑥広 報 部

ア、「社協だより」の発行。
イ、地区福祉事業等についてのPR。

(特別支出項目の設定)

第 5 条 平成22年度まで実施した「福祉まつり」収益金の一部を「災害基金」として特別支出項目に積み立ててある。それは、災害時の飲料水、食料、燃料、薬品、トイレ用品等緊急防災備品の購入に充てる。また、防災備品購入ほか緊急時の予備費として活用する。

2022年度 中里北部地区社会福祉協議会評議員

NO	氏 名	所 属 団 体	NO	氏 名	所 属 団 体
1	井戸川 妙	中里北部地区社協相談役	38	森田 文子	主任児童委員
2	竹内 英臣	中里北部地区社協顧問	39	富川 貴子	主任児童委員
3	飯島 文夫	中里北部地区社協会長	40	西村 進	スポーツ推進委員連絡協議会会長
4	奥田 妙子	中里北部連合町内会会長	41	前田 悦子	保健活動推進員会代表
5	岡田 みどり	民生委員児童委員会会長	42	溝江 貴子	環境事業推進員会代表
6	福西 貴子	中里北部地区社協会計	43	倉岡 正高	家庭防災連絡会代表
7	福井 カツ子	友愛活動推進員中里北部地区代表	44	牟禮 武治郎	防犯指導員代表
8	大曾根 孝一	中里北部地区社協監事	45	今井 金吾	たちばな会会長
9	久保木 俊男	中里北部地区社協監事	46	金子 澄夫	寺家長寿会代表
10	森 昌雄	中里北部地区社協渉外部部長	47	池上 啓二	鴨志田みどり会会長
11	藤本 恵子	民生委員児童委員副会長	48	加村 澄子	たちばな台一丁目子供会会長
12	川上 浩一	中里北部地区社協青少年部部長	49	山口 麻美	たちばな台二丁目子供会代表
13	田村 明美	中里北部地区社協すこやか食事部部長	50	有留 麻希	鴨志田第一子ども会会長
14	藤平 洋子	中里北部地区社協ふれあい部部長	51	稲見 理絵	鴨志田第二子ども会会長
15	高山 好主	中里北部地区社協広報部部長	52	南部 聡子	グ鴨志田東子ども会会長
16	櫛 純一郎	たちば台町内会長	53	秋山 紀子	西団地こども会会長
17	吉安 俊介	たちばな台西自治会長	54	齋藤 恭子	ボランティアひろがりサロン代表
18	木村 亮	鴨志田緑自治会長	55	佐藤 ハマ子	ボランティアトゥギャザー代表
19	大館 民子	グ鴨志田東自治会長	56	平野 千鶴子	ボランティアひまわりの会代表
20	平野 力	グ鴨志田西自治会長	57	渡辺 健	中里北部地区ちょこボラ会長
21	戸塚 昌行	鴨志田町町内会長	58	濱崎 利司	鴨志田中学校校長
22	佐藤 千栄子	市営鴨志田住宅自治会長	59	小林 誠	みたけ台中学校校長
23	金子 輝久	寺家町町内会長	60	喜々津 好宏	鴨志田第一小学校校長
24	菅河 直樹	ガーデンハウス自治会会長	61	杉山 波也	鴨志田緑小学校校長
25	佐々木 順	民生委員児童委員	62	羽田 敏隆	みたけ台小学校校長
26	玉野 和子	民生委員児童委員	63		鴨志田中学校PTA会長
27	平原 澄江	民生委員児童委員	64		みたけ台中学校PTA会長
28	平澤 淑子	民生委員児童委員	65		鴨志田第一小学校PTA会長
29	油川 正樹	民生委員児童委員	66		鴨志田緑小学校PTA会長
30	西村 正裕	民生委員児童委員	67		みたけ台小学校PTA会長
31	正路 薫	民生委員児童委員	68	高松 正	中里北部地区社協事務局長
32	沼口 有紀	民生委員児童委員	69	坂上 正一	鴨志田町町内会・社協事務局
33	大曾根ひさ子	民生委員児童委員	70	佐野 春美	鴨志田緑自治会・社協事務局
34	安田 節子	民生委員児童委員	71	福島 由香子	グ鴨志田西自治会・社協事務局
35	鳥居 美弥子	民生委員児童委員	72	榎本 隆子	グ鴨志田西自治会・社協事務局
36	秦 睦子	民生委員児童委員	73	篠原 秀子	たちばな台町内会・社協事務局
37	古戸 徳二	民生委員児童委員			

(2022.4.30 現在取扱注意)

中里北部地区社会福祉協議会 個人情報取り扱い方針

中里北部地区社会福祉協議会（以下「本会」）は、以下の方針に基づき、個人情報の保護に努めます。

個人情報保護に関する法令の遵守等

本会は、個人情報保護に関する法令を遵守及び市条例を準用し、関係法令の趣旨にのっとり、個人情報を適正に取り扱います。

個人情報の利用目的の特定及び利用目的による制限

本会は、個人情報の利用目的をできる限り明確にし、その利用目的の達成に必要な範囲を超えた取り扱いはおこないません。

個人情報の取得

本会は、個人情報を適法かつ適正な方法で取得します。

個人情報の安全管理

本会は、個人情報の漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適切な管理のため必要な措置を講じます。

会員の監督

本会は、会員に個人情報を取り扱わせるにあたっては、当該個人情報の安全管理が図られるよう、会員に対し必要かつ適切な指導を行います。

委託先の監督

本会は、個人情報の取扱いを外部へ委託するときは、個人情報の安全管理が図られるよう、委託を受けたものに対する必要かつ適切な監督を行います。

個人情報の第三者提供

本会は、法令及び条例の規定に基づく場合を除いて、個人情報をあらかじめ本人の同意を得ることなく第三者に提供しません。

個人情報の開示請求等

本会は、本人からの自己の個人情報について、開示、訂正、追加、削除、利用停止又は消去を求められた場合には速やかに対応します。

苦情の対応

本会は、個人情報の取扱いについて苦情があったときは、適切かつ速やかに対応します。

会員の責任

本会は、会員が活動上知り得た個人情報は、会員を退いた後も含め、みだりに他人に知らせ、又は不当に使用されることがないように会員に対し徹底します。

平成27年3月19日制定

中里北部地区社会福祉協議会